湘南鎌倉医療大学における公的研究費の使用に関する不正防止計画

公的研究費の不正使用を防止するため、次のとおり、不正防止計画を策定する。

1.責任体系の明確化

不正発生要因	不正防止計画
公的研究費に関する運営・管理について、最終責任を負う者や実質的な責任を負う者など責任体制が明確でない。	規程等で最高管理責任者等の責任範囲・権限を定め、ホームページで公開し学内外に周知する。

2．適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	不正防止計画
学内研究費と公的研究費の使用ルールが異なり、混同しやすい。	研究費に携わる事務局にてルールの見直し等を行い、効率的かつ公正に遂行できるようにする。また、ルールの周知徹底を図るとともに、説明会を実施する。
公的研究費等の使用ルールが十分に理解されていない。	使用の手引きを配布するとともに説明会によりルールの周知徹底を図る。
事務手続きが煩雑である。	手続きを見直し、不必要な手続きや記載項目がないか検討する。
公的資金等は、機関による管理が必要であるという意識が希薄である。	コンプライアンス教育の受講を義務化するとともに、不正使用に関する誓約書の提出を義務付けることで、不正防止への意識付けを行う。
公的資金等の原資の全部または一部が税金であり、その執行・管理にあたっては、国民に対し説明責任を負うという認識が希薄である。	説明会等には最高責任者あるいは統括責任者が出席し、責任体制や職務権限についての説明を行い、意識付けを行う。
不適切な会計処理であっても，結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。	不正使用を行った場合は，調査結果として氏名を公表することを基本とし，本学規程に沿った懲戒処分等の人事管理上必要な措置が厳正に行われることの周知徹底を図る。
告発等の受付窓口の周知が十分でないため、 不正に係る情報が収集されにくい。	受付窓口を学内外に十分に周知徹底できるよう、ホームページに掲載し明確化する。

3．不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実行

不正発生要因	不正防止計画
不正発生要因に係る機関全体の状況を、体系的に整理できていない。	不正防止計画を策定し、構成員に周知徹底を行うとともに、最高管理責任者は不正防止計画の進捗管理に努める。

４．研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	不正防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。特に執行率の低い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰り越し、返還等の指導を行う。
備品や図書の管理について、「現物寄付申込書」提出後の物品等の確認ができていない。	備品や図書、その他換金性の高い物品について、定期的に使用場所への立ち入り等を含め、物品管理、使用状況の確認を行う。
研究と直接関係ないと思われる物品を購入している。	事務部門による検収の際に、疑義が生じた物品については、購入目的等の確認を行う。
非常勤雇用者の勤務状況について、出勤表による確認にとどまっている。	非常勤雇用者に対し、公的資金等の適正な管理等について説明をするとともに、勤務中に電話、立ち入り調査等を行い、勤務実態の把握を行う。
旅行事実の確認が形式的なものになっている。	関係者、宿泊場所、旅行代理店等への問合せ・確認を行う。
研究者が研究費ルールについて偏った解釈を行うことで明確な基準に基づかないまま 本来支出すべきでない費用の研究費申請が生じる。	研究費説明会を開催し、研究費執行ルールの説明の他、不正行為に対する注意喚起を行い、研究者の意識改革を行う。「公的研究費取扱要領」等、研究費執行に関する規程・ハンドブックの周知を定期的に行い、ルールの明示を徹底する。

５．情報発信・共有化の推進

不正発生要因	不正防止計画
機関外に対する相談窓口の明示がなされていない。	相談窓口の周知徹底を図る。

６．モニタリングの在り方

不正発生要因	不正防止計画
モニタリング体制が不十分な恐れがある。	不正要因を除去するために研究者と担当事務職員に対しヒアリング・意見交換を行い、不正の要因となる乖離を把握し、使用ルールを見直す体制を作る。また、内部監査による監査結果を不正防止計画の改善に活用する。